

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【4】

2. 日時：令和3年10月13日 14時00分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岩崎安全審査官、藤田審査チーム員、中村原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他9名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁ナカムラ生徒それでは豊島に設工認も南通露頭非常用照明のヒアリングを開始したいと思います。注意さ説明よろしくお願ひします。
0:00:15	はい中国電力のタカトリでございます。本日は安全避難通路と非常表明に関する説明書のヒアリングということでよろしくお願ひいたします。本日説明者の初めてのヒアリングですので、進め方についてちょっとご相談なんですけども、その操作といたしましては先行審査プラントの比較。
0:00:33	プラントとの比較表をもとにですね、再それから設置許可との相違点などを中心にも御説明して必要に応じて補足説明があります工事計画に係る説明書、それから図面を用いてご説明しようというふうに考えておりますが、
0:00:50	そのような進め方でよろしいでしょうか。どうぞ。
0:01:06	規制庁中房わかりましたも今回はそれで火線ちょっとまた別のヒアリングの個別にこうしてくれということがあるかもしれませんので、それはご了承いただければと思いますけれども今回はその中で大丈夫ですのでよろしくお願ひします。
0:01:20	今日で日本だったかというつもりでございます。それでは提出資料の確認と、資料の説明のほうを担当者の方からは實際いただきます。
0:01:33	中国電力のヒダれている。それでは、提出資料の確認から始めさせていただきます。提出資料は8図書でございます。
0:01:44	すべて提出年月日は2021年10月6日でございますので、こちらのほう確認させていただきます。まず日一つ目の資料番号MS2-2.1-039の
0:02:00	安全避難Ⅱ、6-1-1-12、安全避難通路に関する説明書が一つ目になります。続きまして二つ目、資料番号NS2.1-039 発効日
0:02:15	健康診査プラントの記載との比較表。
0:02:18	こちらが二つ目になります。
0:02:21	三つ目になります。NUS2-補-021の工事計画に係る説明資料括弧安全避難通路に関する説明書、こちらが三つ目になります。
0:02:36	状況です。さらにしよう思うだけいただければこちらで確認取れますので被ばくだけであります。よろしくお願ひします。
0:02:44	了解いたしました。
0:02:46	続きまして四つ目資料番号NS2-ペン僕-01-07。
0:02:54	続きまして、五つ目、MS2.1-040。
0:03:00	六つ目、NUS2.1-040 括弧費。
0:03:07	七つ目、NSに
0:03:10	#NAME?

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:13	役目。
0:03:14	Ms2-添6-001-08以上8とショップとなります。お手元ございますでしょうか。
0:03:24	規制庁の中村さんも大丈夫で説明をお願いします。
0:03:29	はい、それでは、御説明のほう始めさせていただきます。まず二つ目の図書、資料番号NS2-定義1-039、
0:03:39	の括弧費を御確認をお願いします。こちらの方、
0:03:44	比較表にて、
0:03:47	期待しておりますこちらの相違事項から順番に御説明させていただきます。まず1ページ目目次のほうになりますが、こちらに関しては大きなぼい事項等ございません。
0:04:01	続きまして、2ページ目を御確認をお願いします。
0:04:05	1 ぽつ概要のほうになりますが、こちらの方、島根2号が単号機申請のため、こちらのほうを相違として挙げさせていただいております。
0:04:15	2 ポツ目の基本方針についてですが、こちらも同様、島根2号は単号機申請のため、その旨記載させていただいております。
0:04:27	3 ポツ目、施設の詳細設計方針に関してですが、こちらのほうに関しても、島根2号は3号機申請でございます。こちらのほうは2ページ目は以上となりますが、3ページ目のほうをめくっていただきまして、
0:04:43	こちらの方、当会社のほうをちょっと記載されているのですが、こちらの記載内容の相違ということで、避難用の照明灯標識をつけた安全避難通路の設置に関する要求に関しては、建築基準法及び消防法により求められてるものであるため島根2号が標識について。
0:05:03	を記載しないという旨を記載させていただいております。以上、こちらのほうを層位箇所の御説明となります。
0:05:12	続きまして、資料番号、ペネと2-021の工事計画に係る説明資料、こちらの補足説明資料のほう御確認いただけますでしょうか。
0:05:27	こちらの概要について御説明させていただきたいと思います。
0:05:32	まず目次の方から御確認いただきまして、1ポツで、安全避難通路についてと、A案2ポツ、安全避難通路を明示した図面の対象エリアの選定についてという二つの構成で期待いたしております、
0:05:48	で、1ページ目ご確認いただきたいんですけど、安全避難通路について御説明させていただくとともに、2ページ目からは、安全避難通路明示した図面の中に、避難経路を追記した図面を

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:03	記載させていただいております。こちらのほうパン 13 ページまで記載した図面を添付させていただいております。34 ページ目になります。2 ポツ、安全避難通路を明示した図面の対象エリアの選定について、
0:06:20	という箇所において、対象範囲について、設定不
0:06:27	方法について記載させていただいております。以上が安全避難通路の説明書の補足説明資料の内容となっております。
0:06:40	続きまして、非常用照明の比較表。
0:06:44	御説明させていただきたいので、資料番号で言いますと、nm2.1-040 括弧費用ご確認いただけますでしょうか。
0:06:59	こちら説明した
0:07:03	比較表にて他社さんの層位箇所を説明させていただきたいと思います。また 1 ページ目のほう御確認をお願いします。
0:07:12	こちら目次のほうになっておりまして、東海第 2 さんとの相違理由として、東海第 2 さんは A と可搬型照明を自主対策設備として整理している旨記載させていただいております。
0:07:25	ページめくっていただきまして、2 ページ目になりますが、こちらの方に関しては、フェーズ 2 の相違ということで、島根 2 号は 3 号機申請という旨を記載させていただいております。
0:07:41	綴ってページめくっていただきまして、3 ページ目、こちらから 2 ポツ、基本方針の御説明になりますが、こちらの設備の相違ということで、東海第 2 さんのほうは、設計基準事故時に用いる可搬型照明を自主対策と。
0:07:58	設備として整理している旨、柏崎
0:08:02	下に関しては、島根 2 号はヘッドライトのほかにも可搬型照明を使用している旨を記載させていただいております。
0:08:10	続きまして 2 ポツ 1 ヒダ 2 を証明に関してですが、こちらは島根 2 号は 3 号機申請である旨を記載しております。
0:08:20	続きまして、2 ポツに、設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明に関して、2 ポツ 2 ポツ 1 の常設の作業用照明に関してですが、こちらのアクセスルートに関して、島根 2 号はアクセスルートに作業要素照明を設置する旨を
0:08:40	設備の相違として記載しております。
0:08:43	ページめくっていただきまして、4 ページ目になります。設備の相違ということで、蛍光灯等蛍光灯等の等に関して蛍光灯等は蛍光灯 LED という旨を記載しております。
0:09:00	はい。続きまして 2 ポツ 2 ポツに可搬型の非常用照明に関して、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:06	東海第 2 は、設計基準事故時に用いる可搬型照明を自主対策設備として整理する旨、
0:09:13	柏崎 3 に関しては、島根 2 号はヘッドライトのほかにも書い中電灯等の可搬型照明を配備する旨を記載しております。
0:09:22	ページめくっていただきまして、5 ページ目になります。
0:09:27	こちらにPOS3、重大事故等発生時の照明ということで、設備の相違。
0:09:34	柏崎さんに対して、島根 2 号は 3 号機申請である旨、また締まりに後は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能である旨記載しております。
0:09:46	また東海第 23 に関して、島根 2 号は、中央制御室チェンジングエリアで必要な照明として個別に説明する旨、また立場金 7 柏崎 3 に関して、島根 2 号の緊急時対策所は新設のため、常設照明で対応する旨、記載させていただいております。
0:10:07	続きまして、ページ 6 ページ目を御確認ください。
0:10:12	3 ポツ施設の詳細設計方針に関してですが、3 ポツ 1 の避難用照明に関して、こちら蛍光灯等の等に関して、先ほどと同様に、携行等々は蛍光灯LEDという旨記載させていただいております。
0:10:30	ページめくっていただきまして、
0:10:33	表に
0:10:35	非常灯及び誘導灯の取り付け箇所に関して補助設備の相違ということで、発電所構内建物相違島根の待避室は可搬型照明で対応する旨、記載させていただいております。
0:10:48	続きまして、3 ポツになります設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明に関して、3 ポツ 2 ポツ 1 常設の作業用障碍
0:10:59	について、こちら設備の相違ということで、柏崎 3 に対して、島根 2 号はアクセスルートに作業用照明を設置する旨、また、柏崎さんと東海第 2 さんに対して、島根 2 号はBWRR5 の設計のため、AC系またはB系から受電する旨、
0:11:17	記載させていただいております。また、運用の総意としてしまして、運用手順の相違による時間の相違を記載させていただいております。こちらのページめくっていただきまして、8 ページになります。
0:11:33	8 ページのアクセスルートに関して、設備の相違ということで、同様、島根 2 号はアクセスルートに作業用照明を設置する旨、また、東海第 23 に関して、設計設備設計の相違による設備仕様の相違の旨を記載させていただいております。
0:11:51	ページのほうをめくっていただきまして、9 ページ目を御確認お願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:58	3 ポツ 2 ポツに可搬型の作業用照明に関して、こちらは設備の相違ということで、東海第 2 さんは設計基準事故時に用いる可搬型照明を自主対策設備として整理されている旨、また柏崎 3 に対して、島根 2 号はヘッドライトに加えて、海中伝統も入りする旨、
0:12:16	また、設定値設備設計の相違による設備仕様の相違を記載させていただいております。
0:12:22	ページのほうをまためくっていただきまして、10 ページ目になります。表 3 の設備名給電元及び設置場所についての御説明ですが、こちら柏崎さんと相違ということで、設備設計の相違による設備長の相違を記載させていただいております。
0:12:42	続きまして、ページめくっていただきまして、11 ページ目のご報告にお願いします、こちらも特に先ほどの相違理由と、
0:12:51	同じですので、12 ページのほう、お願いします。
0:12:56	こちらのほう照明電源系統図を記載させていただいておりますが、こちら、設備のポイントということで、チェック設備設計の相違による設備仕様の相違というふうに記載させていただいております。
0:13:09	提示のほうめくっていただきまして、13 ページ目のほうを確認お願いします、こちら先ほどと同様、設備設計の相違による設備仕様の相違。
0:13:20	また、続きまして 3 ポツ 3 重大事故等発生時の照明ということで、設備の相違、島根の緊急時対策所は新設のため常設照明で対応する旨、記載しておりまた続きましてその下の可搬型代替交流電源設備に関しては、島根 2 号は、可搬型代替交流
0:13:40	電源設備からの給電が可能な旨を記載させてもらってます。
0:13:45	人のこうまためくっていただきまして 14 ページ目のほうを御確認お願いします。
0:13:51	こちら設備の相違ということで、島根 2 号の A、緊急時対策所は新設のため、常設照明で対応する旨を記載しております。
0:14:01	続きまして、
0:14:04	その下、a 運用の相違ということで、柏崎なら柏崎さんと東海第 2 さんとの相違ということで、島根 2 号が必要な照度を確保するため、それぞれ必要な個数の照明を確保する旨、記載させていただいております。
0:14:18	その下になります。で設備の遠いということで、島根 2 号の緊急時対策所は新設のため、常設照明で対応する旨を記載させていただいております。
0:14:30	ページめくっていただきまして 15 ページ、大きな宗谷ございませんで、16 ページ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:40	のほうを御確認いただくと、こちらの方、
0:14:44	電源系統図を記載させていただいて
0:14:47	おりまして、こちら、設備の相違ということで、設備設計の相違による設備仕様の相違を記載しております。
0:14:55	こちらが比較表のそういう理由の説明となります。続きまして、補足説明資料の概要を説明させていただきたいので、資料番号で言いますと、N2-補02の工事計画に関わる
0:15:13	説明資料非常用照明に関する説明書互換クリーンをお願いします。
0:15:20	こちらの方、目次のほうから確認なんですけど、こちらの概要から照明の整理、照明等既存の根拠について、また設計基準事故が発生した場合に用いる可搬型の照明についてと、重大事故等発生時の照明について、
0:15:37	また、6別に作業用照明の設置箇所に関わる成果整理についてと、あとは何か最後に、7ポツで地方制御室
0:15:46	天井照明ルーバー落下防止措置について、英語が説明しております。
0:15:52	こちら1ページ目、ちょっとそこは確認していただきたいんですが、1ぽつ概要にて
0:15:59	技術基準規則に基づく
0:16:03	本特性は補足説明資料である旨記載させていただくとともに、2ポツで、技術基準規則、第54条及び第74条に関わる照明の整理ということで、各設置許可基準で証明が必要となる作業の目的。
0:16:21	2に対して必要な使用する照明器具について、2ページ目から照明等を記載させていただいております。
0:16:30	こちらの方、ずっとページをめくっていただきまして、
0:16:36	10ページ目のほうをご確認お願いします。3ポツ照明の照度機能とその根拠についてということで、こちら(1)設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明の根拠の記載と(2)避難用照明の記載。
0:16:53	また(3)で、重大事故等発生時の照明の記載を御説明させていただくとともに、12ページになります。表にて照明の照度起動とその根拠について整理した表を記載させていただいております。
0:17:11	そして、17ページになります。4発、設計基準事故が発生した場合に用いる可搬型の照明についてということで、こちらのほう照明について、18ページ、表3の設計基準事故が発生した場合に用いる可搬型の照明とともに、
0:17:29	表に示させていただいております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:33	続きまして、19 ページになります。5 ポツ重大事項等発生時の照明について、 ということで、こちらのほう(1)、地方制御室及び中央制御室待避室にて使用 する可搬型照明の説明と、
0:17:49	次 21%こちらの方、21 ページ、(2)になります。地方制御室のチェンジングエ リアに停止をする照明の御説明
0:17:59	のほうへさせていただいた上で、23 ページになりますと 6 ぽつ、作業用照明、 照明の設置箇所に係る整理についてということで、24 ページ以降、作業用照 明の設置場所及び地方制御室から各現場機器室までのアクセスルートです ね。
0:18:17	こちらの移動経路の詳細について、
0:18:21	非常用照明の取り付け箇所を明示した図面に設計基準事故時の対応箇所へ のアクセスルートを追記した図面を添付させていただいております。またこちら のほうの図 17 が
0:18:37	ページで言いますと、30、
0:18:40	6 ページまで添付させていただいた上で、37 ページからは、非常用ガス処理 廃棄処理系配管狭隘部及び屋外緊急時対策所北側に入りする緊急時対策所 用発電機について、通知させていただいた上で、
0:18:58	39 ページになります。
0:19:01	7 ポツ地方制御室天井照明ルーバー落下防止措置について御説明させてい ただいております。
0:19:09	こちらの方、資料については以上になりますが、追加としてですね、御説明さ せていただきたいということがありまして、まずは
0:19:23	°Cなりまして島根のほうで 2021 年 5 月 18 日にLEDライト三脚タイプで火災 がありまして、こちらについては、今年中に予定しております消防からの最終 報告を受けまして、仕様変更も含めて検討を行い、
0:19:39	変更する場合は別途説明させていただきたいと考えております。
0:19:44	また、
0:19:46	加えまして、こちらこれまでの 11 条設置許可 11 条との相違点に関して御説 明させていただきたいと考えておりまして、こちらに関しては、そう意見として主 にちょうどの記載と廃棄に相違がございます。例えば照度の記載につきまして は、設置許可、
0:20:05	26 条にてLEDライト三脚タイプの照度を設置許可、
0:20:10	当初は単に直流非常灯設計値の 10 ルクスとして記載しておりましたが、公認 資料作成進捗に伴い、他社と同様、社内規格ではなく、実企画採用が適切と 判断しまして、その旨を記載することになっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:26	et審査資料に記載の通り、実力値として 56 されることは確認済みですが必要照度は実によるに重力であり、その旨を記載しております。加えまして照度の廃棄についての照明の背景についてつきまして、公認って、
0:20:43	作業用照度のaについてJIS規格を採用し、他社と同様、現場の作業用 26 となったため、必要照度を確保するため、例えばHPCCW熱交換機設備室やケーブル処理室等の
0:21:00	作業用照明を追加するとともに、設計進捗に伴う照明の設置位置の現場は低により照明配置が設置許可の図面から所若干変更となっております。
0:21:13	こちら以上が設置許可との相違点になります。
0:21:18	以上、資料の御説明を終わります。
0:21:27	規制庁ナカムラです。説明ございました。規制庁側から何かありますか。
0:21:57	はい。
0:21:58	すいません規制庁のイワサキです。説明ありがとうございました。ですね。
0:22:04	年数 2.1039 かコピーののですが、と避難通路の比較表なんですけれども、
0:22:16	ちょっと初歩的な質問だったら申し訳ないんですけど
0:22:25	協会代議員に発電所とPを
0:22:30	当人の方は、
0:22:33	標識を設けるっていうのは、これは
0:22:37	OSL等には自主的にやっていて、今回島根は別に
0:22:44	建築基準法とか消防法に標識を求められてないから、特に置かないっていう
0:22:50	意味ですかね。
0:22:54	はい、中国電力のヒダです。避難用の照明等をし標識をつけた安全避難通路の位置、設置に関する要求に関しては、建築基準法及び、障防法により対応求められるものでありまして、新規制においても変わるものではなく、
0:23:12	島根 2 号炉としては、建築基準法及び消防法に基づく非常灯及び誘導灯を設けておりまして、避難経路ば認識できるため、標識までは必要なく、設置していないということになります。
0:23:27	以上です。
0:23:42	それで結構イワサキです。
0:23:47	避難通路じゃないエリアから避難通路までの標識を別に設けませんよっていうことですかね、すみません、ごめんなさい。そういう意味ですか。
0:24:00	中国電力のヒダです。
0:24:02	こちらのほうはですね、
0:24:06	標識を止めずとも、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:10	非常灯及び誘導と、こちらのほう建築基準法及び消防法に基づく非常灯及び誘導灯を設けている通り、避難経路は認識できるため、標識までは必要設置しておりませんという
0:24:26	認識です。
0:24:29	以上です。
0:24:30	規制庁イワサキさわかりましたありがとうございます。そういうことが特に必要ないから必要に応じて標識を設けるとかという文言はないってということで、そういうことですよ。
0:24:42	今便乗今現状の明るさ等で
0:24:49	避難通路、
0:24:50	その申請は別に問題ないから高める必要とか特になんないってということで、
0:24:57	中国電力のヒダです。相当率。
0:25:02	ktイワサキです了解しましたごめんなさいありがとうございました。
0:25:10	規制庁のナカムラ性とほかにありますと、
0:25:26	はい。
0:25:28	原子力規制庁閉じたで性等、資料番号NS2の原因について040比較の中のですね、9ページになるんですけども、
0:25:41	ちょっと備考の記載がちょっとわからなくてですね、3ポツ2ポツ2のところですね。備考欄が設備の相違にポツとあるんですけども横とも設備の相違って書いてあるんですけどもこれどこからどこまでか
0:25:56	1ポツの該当する箇所はどこからどこまでかその日報Ⅱの設備の相違にあたるのかがちょっとよくわからないので御説明お願いします。
0:26:07	中国電力のヒダです。こちら御説明させていただきます。まず一つ目の設備の相違ということで、東海第2さんですね、こちらのほうは、設計基準事故時に用いる可搬型照明を自主対策設備として整理ということで、
0:26:22	こちらの東海第2さんのほう全般的に層位事項として上げさせ、全般的なんじゃないかとしていただきました考え方照明のすぐ下にある文章ですね、非常用照明から作業可能とするところまで、そういう事項として、
0:26:38	そういう事項の対象として御説明させていただいております。続きまして、柏崎さんとの相違点といたしまして、島根2号はヘッドライトに加えて海中伝統も配備するという点に関してですが、こちらのほうは島根の場合は、
0:26:57	だから突貫型照明について説明しているところを課長の沖さんのほうは乾電池内蔵型照明確保ヘッドライトというふうな記載をさせてされておりまして、こちらのほうを相違点として挙げさせていただいております。
0:27:14	またですね、柏崎さんのほうに関してそれ以外の記載として、例えばちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:21	若干の所説明の仕方ですね、例えばヘッドライト以外のところで文章としてちょっと作業として例えば
0:27:31	島根のに関しては、狭隘部については必要な照明としてLEDライトフロアパイプを用いて補修が必要となる時間までに準備が可能なように第1ポイントに
0:27:42	入りする。
0:27:45	とかですね。あとは下のほうになります。免震重要棟に配備する旨だったり、
0:27:53	あとは、質問したのほうになります。こちらが、例えば、それ以外の内容に関してですね。一方何らかの要因で作業用照明が機能喪失喪失する可能性も考慮した上で、その対応に初動操作に対応する運転員及び
0:28:10	初動対応要員が通常滞在する中央制御室等に変え中電灯等の可搬型照明を配備し、昼夜場所問わず作業可能とするという記載とあと可搬照明はこんなものを配備するなんていうといった説明に関して、
0:28:25	柴崎さんとM記載のほうを聞くことになることから、設備設計の相違による設備仕様の相違と記載させていただいております。
0:28:36	以上です。
0:28:40	原子力規制庁フジタです。認識としては、僕えっとですねから3ポツ目屋外括弧緊急時対策所北側っていうところからは、備考欄の設備の相違の2ポツ目にあたって、
0:28:59	それより前のところの記載については備考欄の1ぽつの設備の相違という箇所当たるっていう理解でよろしいでしょうか。
0:29:13	はい。おっしゃる通りです。
0:29:16	中国電力のヒダです。おっしゃる通りです。
0:29:19	以上です。
0:29:21	原子力規制庁できたですし、了解いたしました。
0:29:29	規制庁ナカムラですねと先ほど藤田の質問に関連したんですけれども
0:29:34	備考欄に設備仕様の相違って書いてあるものっていうのは、等の見れば、説明資料系統とか、違っているので、その使用の相違っていうのはわかるんですけれども、備考欄のところ、
0:29:50	それなぜ何が違うのかっていうのが記載を追記だったら可能でしょうか。
0:29:58	中国電力のヒダです。記載の追記可能です。
0:30:05	できます。以上です。はい規制庁中村です。よろしく申し上げますとほかに規制庁側から何かありますか。
0:30:24	規制庁の話ではちょっと私から何点かちょっとあの確認させていただきたいんですけれども、
0:30:31	それと、すみません日本的なんで都政その非常灯っていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:37	避難の際にツールを照らしたりするような表現で裕度というの避難口が通路の進行方向を示すものという認識でよろしいでしょうか。
0:30:50	中国電力のヒダです。その思議だと思いますが、こちらのほうを非常灯や誘導灯の設置基準はということに関しても大いに対応する
0:31:03	お答えとして、詳しいこととこのウェルアップを非常灯は建築基準法施行建築基準法に基づくものでして、例えば建築基準法施行令第 146 条の 4 にて記載の居室及び抛出から地上に通ずるのか。
0:31:21	階段その他のツール並びにそれこれらに類する建築物の部分で照明装置の設置を通常要する部分が設置します。
0:31:30	そして、腎臓等に関してですが、こちらは消防法に基づいて機器設置するものでありまして、例えば消防法施行規則第 28 条の 3 に記載しておりまして、避難口誘導灯は屋内から直接地上へ通ずる
0:31:48	出口へ直通階段の出入口罷免通ずる廊下または数量に通ずる出入口決める通ずる増加または通路除けるで防火等で直接定期で開くことができるものである場所に設置する。
0:32:05	というふうにやっております、また通路誘導灯に関してはどうかまたは通路のうち、曲がりカード決める別に設置されるシナリオ口誘導灯の銀行解明もヶ所どうかまたは通路の各部のものを通路誘導灯の銀行反面、
0:32:21	包含するために必要な箇所に設置するように設置基準が設けられております。以上になります。
0:32:31	はい規制庁中村です。ありがとうございます。それあの移行確認なんですけれども、
0:32:38	避難安全避難通路を明示した図面の 2 ページがわかりやすいかなと思うんですけど、判例で避難用照明があって、避難口誘導灯ツールをいろいろと非常用非常灯LED寄付に記載があるんですけども、
0:32:56	もう一番下の農家といいですかね、どう
0:33:01	そこに非常灯が範囲ですけれどもその非常灯つける位置の考え方っていうのは何かわかりますでしょうか。
0:33:15	中国電力のヒダでつ補助はもう今おっしゃっていらっしゃるのは、例えば図面で言うと、原子炉建物逃げる 1300 でよろしいでしょうか。
0:33:26	規制庁の火災を今見ているのはその図面です。
0:33:33	はい。こちらの方に関しては、誘導灯について方向指示器、あとは避難口に対して誘導灯を設置した上で、階段付近に対して、非常灯を設置しているため、明確に避難できるような設計がされているという認識です。
0:33:51	以上となります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:53	規制庁中身サイト農家の通路に非常灯なんてもしそう度確保されていないに支障はないという認識ですかということによろしい。
0:34:23	少々お待ちください。
0:35:13	お待たせしました。中国電力のヒダです。
0:35:16	こちらの方、先ほどおっしゃったところ、確かにおっしゃる通り所照明がなくて照度が
0:35:23	あるかどうかわからないので、こちらも確認させて御回答させていただいてもよろしいでしょうか。
0:35:31	規制庁の中村さんのわかりました合わせて非常灯を設置する場所の考え方ですね全体の図面を通してなんですけど、そこら辺をちょっと明確に説明をまたしていただいてもよろしいでしょうか。
0:35:48	了解しましては、中国電力のヒダです。こちらのほうから 5000
0:35:57	はい。
0:35:58	規制庁の中村です。よろしく申し上げます。
0:36:01	はい。
0:36:05	資料番号NSに配布方法 022 になります。こちらの方に、
0:36:12	書いております。少々お待ちください。
0:36:20	サンプポンプへ
0:36:22	10 ページ目になります。3 ポツ照明の照度起動とその根拠についてということで、こちらのほうの過去にです、避難用照明ということで、避難用照明として用いる避難通路の非常灯については、建築基準法施行令、非常用照明装置の方。
0:36:42	第 126 のほうに記載の証明供給に準拠していきルクス以上確保する設計とすると。
0:36:48	また、避難用照明として用いる避難通路の誘導灯については、消防法施行規則第 28 条の 3 に記載の機能要求 20 教師へ 1.5 款で来場を確保する設計といたしております。以上です。
0:37:06	規制庁の誤差を考えはわかりました。また場所場所で所が足りるかっていうのは何かわかれば、
0:37:16	建物を家選択の面等で説明ができればお願いします。
0:37:27	中国電力の清水です。を例として、例えば今言われました位置付けとか、何かある特定の場所の照度を示せばよろしいでしょうか。
0:37:43	はい、規制庁の中村さんのはい、お願いしていければと思います。
0:37:49	はい、中国電力の清水です。はい、特定の箇所を選別しまして当初労働はい、ご報告いたします。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:06	大丈夫。
0:38:07	規制庁ナカムラへとそして先ほど江藤 3 ポツの
0:38:15	非常照明が説明書 10 ページのところが出たんでちょっと御確認をさせていただきたいんですけど、避難用照明の消防法施行規則の要求で 1.5 款で来場を確保する設計とするってあるんですけど、ちょっと消防法施行規則、
0:38:31	確認したら避難口誘導灯一点御考え来場で通路誘導灯は五感で来場なったんですけど、一括で 1.5 番目の以上でよろしいということですかね。
0:38:48	中国電力のヒダです。こちらのページ、10 ページに記載のヒダの照明のところの一点御関電以上確保するという記載についてでよろしかったでしょうか。
0:38:59	規制庁の中村です。はい。その通りです。
0:39:03	こちらのほうでは個別にちょっと
0:39:07	照度が機能要求があるということでちょっと確認して御回答させていただきます。
0:39:17	規制庁長さわかりましたよろしく申し上げます規制庁このほかに何かありますか。
0:39:32	規制庁ナカムラですね、何点か、まだ非常用照明のところで確認していただきたいんですけど。
0:39:41	6-1-1-13 人未完成説明書の 2 ページでとかはまだ非常用照明、
0:39:49	であるんですけど、それと可搬型非常用照明のページですね、のは基本的にレンチは内蔵されてるかもしくは関連値が入ってるかそういう形になってるんでしょうか。
0:40:04	中国電力のヒダです。過温型照明については乾電池もしくはA蓄電池が内蔵されている設計となっております。以上です。
0:40:16	規制庁中村です。
0:40:19	考える照明の関連の
0:40:23	LEDライトのプロダクトがかけられるとは記載があったんですけども、このLEDライトも三脚タイプですね、三脚タイプは、医療電池がある。
0:40:35	御内容電池があるということでよろしいですね。
0:40:39	中国電力のヒダです。LEDライト三脚タイプは蓄電池内蔵電池があるという認識で間違いございません。
0:40:47	以上です。
0:40:54	規制庁中村です。それと 2.3 の重大事故発生時の照明で、
0:41:02	LEDライトの配備のところで上程代替交流電源設備または可搬型代替交流電源設備から給電可能なエリアとさせていただきますという方法を配備するというふうにやると、ここ 2、ナイトウ電池もあるっていうことは可能でしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:23	中国電力のヒダです。記載は可能です。
0:41:28	規制庁ながらそれでしたら出来上がった追記していただくと同三脚タイプだけちよつと
0:41:37	埋蔵があるかどうかというのを後ろを見ていけばわかるんですけど、ちよつとはっきりしなかったのでもよろしくお願いいたします。
0:41:46	中国電力のヒダです。了解いたしました。
0:41:59	中国電力のヒダですいません。補足といたしまして、補足説明資料のほうをご確認いただきたいんですけど、資料番号で、
0:42:09	言いますと、申し上げますと、こちらms未配布方法ー0人に島根2号機補足説明資料、こちらのほうをご確認いただきまして、こちらのほうの
0:42:27	19ページのほう確認いたします、こちらのほうLEDライト括弧三脚タイプの説明をいたしておりますこちらの方に
0:42:39	点灯可能時間4.5時間の資料の方の御確認いただきまして、伝統可能時間の後ろに括弧蓄電池等を記載させていただいております。
0:42:53	規制庁ここは確認しておりますので、もう説明書のほうに記載をいただければということにして、ちよつと発言させていただきました。
0:43:05	中国電力のヒダです。了解いたしました。
0:43:17	中国電力のヒダです。すいません。ちよつと追加させていただきます。先ほど申し上げました補足説明資料、msに配布方法、配布02の補足説明資料19ページに添付しております。
0:43:33	LEDライト三脚タイプの写真ですが、こちらのほうを三極タイプが変更となった場合、こちらのほうに写真を差し替えていった措置変える可能性がございます。
0:43:45	以上です。
0:43:49	規制庁中のやつは承知しました。あとあの一応念ための確認なんですけど、
0:43:57	中層中央制御室のLEDライト三脚タイプと、
0:44:03	チェンジングエリアのチェンジング省内ですね同じものをだと思っんですけどもこれは地方中央制御室用とチェンジング照明として、別々に2個プラス1項予備1個で
0:44:17	参考3個計6校中央制御室通路に置かれているということでもよろしいですね。
0:44:26	中国電力のヒダですね、こちらの方、三坑参考同じものなんですけど、計6個を保管しているということで間違いありません。以上です。
0:44:37	規制庁の中村さんありがとうございます。
0:44:48	すいません規制庁イワサキです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:53	許可のときに緊対所に置く非常用照明で、
0:45:02	電源内蔵型のやつで、1時間ぐらいしかもたない薬学とともに、それって、ここで言うと、どれかちょっと教えてもらって、
0:45:13	はい。
0:45:20	中国電力のヒダです。そちらのほうはもしかして
0:45:24	常設の照明という認識でよろしいですかね。
0:45:38	常設です。
0:45:42	聞いてイワサキ常設の照明です。
0:45:53	中国電力のヒダです。少々お待ちください。
0:46:23	中国電力の清水です。
0:46:26	今言われた1時間。
0:46:29	ですけど、非常灯、非常用照明にも電源内蔵型の非常照明がありまして、そちらが1時間。
0:46:38	点灯可能と電源がなくなっても点灯可能ということで設置許可のときに説明しております。以上です。
0:46:53	規制庁イワサキです。
0:46:57	うん。
0:47:00	そう。
0:47:04	はい。
0:47:06	はい。
0:47:10	ちょっと待っていただいてよろしいですか。すいません。
0:47:51	いや、
0:47:54	中国電力の清水です。
0:47:57	よろしいでしょうか。
0:47:59	はい、大丈夫です。
0:48:03	非常用照明の補足説明資料なんですが、
0:48:08	あ、すみません。
0:48:12	はい。
0:48:16	人たちました。中国電力のヒダです。こちらの図番号で申しますと、まず資料番号から申しますMS2-て6-2001-08の図面のほうでして、
0:48:31	こちらのほうの何ページかと申しますと、30ページ、緊急時対策所等をちょっと見ていただくとわかりやすいんですが、こちらのほうで
0:48:44	例えばの作業用照明として、電源内蔵型照明等挙げさせていただいております。
0:48:52	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:21	景気をイワサキずありがとうございますございましたすいませんちょっと例えばですねと。
0:49:33	NSDの健一の 040p括弧品の
0:49:40	8 ページの下だとこれ電源内蔵型照明、これは 70 分間。
0:49:48	は検討できるようになってますとかっていう書かれてあるんで、
0:49:52	非常用照明の電源内蔵型のやつは 660 分間検討できますとかっていう記載はなくていいのかなとちょっと気になったわけですよと聞きさし代理者ありがとうございます。
0:50:32	規制庁ナカムラです。先ほど比較表の
0:50:38	7 ページなんですけど。
0:50:41	設備の相違で、
0:50:44	手話ねえはやっぱり数は可搬型照明で対応って書いてあるんですけども、当柏崎と同と違って、常設動かない。
0:50:55	もう何故かっていうのを教えていただけますか。
0:51:05	はい、中国電力のフジキケースちゅ
0:51:16	レーション社中国電力フジキです。島根の代筆ですけどもこちらにはLEDライト括弧ランタンタイプという証明の可搬型の照明を設置してそちらで正面を
0:51:31	確保するというので、こちらに考えたの照明で対応というふうな記載をしております。以上です。
0:51:40	規制庁なんか載せていないものあんたってのはもう体質にあるものということですかね。
0:51:54	ランタンタイプの照明については中央制御室内に普段保管しておりまして必要になったらあの待避室のほうに移動しましたの持って行きまして使うというふうにしております。以上です。
0:52:07	規制庁仲間で承知しました。
0:52:18	規制庁の川瀬です。続いて央の補足説明の 22 ページのチェンジング用照明なんですけれども、
0:52:28	これ 9 電は、
0:52:32	そこからされるっていうのがありますか。
0:52:37	中央制御室だと仕様のところに、同世代交流電源設備または可搬型代替交流電源設備から給電可能というふうに書いてありまして、これも同じなのかなと思って確認させていただきたいんですけども、
0:52:56	中国電力のハラですと、チェンジングエリア用の照明につきましても、地方制御室内工同様に常設代替交流電源設備から給電可能となっております。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:09	規制庁の中村さんのそれぞれの仕様のほうに同じような記載をお願いできますでしょうか。
0:53:20	中国電力の南です。こちらですね要求として、中央制御室内の照明については、非常用交流代替電源から給電できる必要があるというのがありましたので調整月の方はそう書かせていただいて、センゲンについては、この要求がないので今、
0:53:39	書いてはないんですが、ものとしては同じもので実情としては電源は同じところから撮れるということになって記載落としておりましたが実情ということで記載を追記するということは、対応させていただきたいと思います。以上です。
0:53:57	規制庁中身はいよろしくお願いします。
0:54:15	規制庁中村です。先ほどの説明のあった際に直流非常灯の設置、設置許可のときには 56 市の実力値で設工認ですと 26 の必要初動で基本的に合わせて、
0:54:31	修正してハンセイ配置等も変更になるっていうふうに説明があったんですけども、それから何か補足説明資料とかに記載していただくというのは可能でしょうか。
0:55:00	中国電力の左図、ちょっとお待ちください。
0:55:27	中国で力のシミズです。今非常用照明の補説ではですね、技術基準規則の 54 条及び 74 条に係る照明の整理ということで、2 ページから
0:55:42	各技術的能力に関してですね使用する、照明器具ということで、一番右に記載してるんですけど、非常用照明については、技術的能力で
0:55:57	使用する照明器具ではないということで、この資料の中からは直流非常照明は、記載はしていないということになっているんですが、
0:56:13	直流非常照明の記載が必要と考えたほうがよろしいでしょうか。
0:56:21	規制庁の形で少々お待ちください。
0:57:47	規制庁中村です。スペースのきずなの技術基準規則第 54 条第 74 条に関しての整理、
0:57:56	のところには含まれないというのは理解はするんですけども、
0:58:00	実際に設置許可の記載から
0:58:05	初動の 56 管理緩くなった時の配置の変更があるということで、各ば職権はちよつとここではない。
0:58:15	書面整理のところとは別に、
0:58:19	なるかもしれないんですけど笑箇所の記載をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:27	はい、中国電力の清水です。10 ページのですね、補足説明資料なんですけど非常照明も倒産ポツの(1)の設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明、この中に直流、非常灯の記載を考えたいと思います。以上です。
0:58:49	規制庁ナカムラですはいよろしくお願いします。
0:58:53	こういう何かありますか。
0:58:54	いや、
0:59:07	規制庁の中村さんの水道規制庁側からの指定系の異常となりますが、中国電力さんの方から何かありますか。
0:59:21	中国電力のタカトリでございます。ここにございません。
0:59:26	以上です。
0:59:31	はい、規制庁の話とそれではこれでヒアリングを終了させていただきたいと思 います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。